

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

八 潮 市

★★★★ 目 次 ★★★★★

- 第1 農業経営基盤の強化に促進に関する目標** . . . P1
- 1 地域の概要
 - 2 農業の動向と課題
 - 3 経営目標
 - 4 農業経営基盤強化方策
 - 5 推進方法
 - 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標** . . . P3
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標** . . . P5
- 第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項** . . . P5
- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
 - 2 市が主体的に行う取組
 - 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
 - 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項** . . . P7
- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項** . . . P8
- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事項
 - 2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業に関する事項
 - 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 7 その他農業経営基盤強化促進法を促進するために必要な事項

第7 その他

・・・P15

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地域の概要

八潮市(以下、「市」という。)は、埼玉県の南東部の北足立台地と野田台地の間にあり、東に中川と西に綾瀬川に挟まれた自然堤防と後背湿地からなる平坦な地形で、東京都心から15kmに位置し、首都東京への食糧供給基地として稲作と野菜を主体とした農業生産が行われてきた。

しかし、地理的立地上、昭和30年代から都市化が進み、昭和47年1月15日市政施行以来、昭和60年首都高速足立・三郷線、平成4年東京外環自動車道路の開通、平成17年つくばエクスプレスの開通及び八潮駅開業に伴う八潮南部地区の土地区画整理事業の進展等により耕地面積が減少したこと等から農地を高度に利用できる、小松菜等の軟弱野菜や枝豆等の施設栽培へと転換が図られてきた。

この様に本市の農業の形態は、都市型農業に変化しており、東京に隣接した立地環境を活かし、企業的経営感覚をもった農業後継者の育成と効率的で付加価値の高い農業経営を積極的に推進し、環境にやさしい農業生産技術の導入や消費者の安心を確保するトレーサビリティ・システムの向上、農商工連携による6次産業化の開発や販路の拡大など流通面の対策を行い、農地の有効利用と緑地空間が維持できる都市型農業を展開していく。

また、中川周辺地区において、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項の規定による「地域計画」を作成することにより、農用地の集積や集約の推進を図り、農地の有効利用を促進する。

2 農業の動向と課題

市の農業構造は都市化の進展が著しいため、農地のかい廃や農業の兼業化が進むとともに、農地の資産的保有傾向が強まっている。そのため、規模拡大を目指す農家への農地の利用集積の阻害要因となっている。このようなことから市外や県外へ進出する農業者も出て来ている。

今後は、農業者の高齢化により遊休農地となるおそれのある農地を担い手に集中させ、施設園芸の規模拡大や、都市近郊農業の特徴の一つである市民農園や観光農園等の体験型農業として利用し、生産と環境の調和のとれた農業を展開することが求められている。

3 経営目標

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の

事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化方策

市は、将来市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は、農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、八潮市農業再生協議会と連携の下、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを進める。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対し営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

5 推進方法

市は、八潮市農業再生協議会において、農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下、「認定農業者」という）、又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催などを埼玉県春日部農林振興センターの協力を受けつつ行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

市の新規就農者は殆どなく、従来からの基幹作物である米・野菜等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、市においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会及びさいかつ農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者に対して農業経営に必要な栽培技術習得や農地確保のサポートを行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経済の指標として、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設軟弱野菜 基幹的農業従事者 2人	(基幹的作物) こまつな 延4,000㎡ (経営規模) 低コスト耐候性ハウス 1,000㎡	(資本装備) 低コスト耐候性ハウス 1,000㎡ 予冷庫 2坪1台等 (その他) 大型施設を高度に利用した軟弱野菜専作の周年生産経営を行う	・複式簿記基調の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
施設軟弱 野菜 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の貸借による団地化を図り、同一地内に集積したハウスを設置する ・周年雇用を確立する ・年間を通して出荷量を確保し、高品質野菜を安定供給するため、技術平準化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の団地化により、作業効率化を図る ・IT機器を活用したハウスの管理、遠隔操作を行う ・HACCP（ハサップ）方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 ・生産履歴や生産物の硝酸、ビタミンC濃度などをインターネットにより消費者に分かりやすく情報公開する 	
露地野菜 こまつな 複合 基幹的農 業従事者 2人	(作付面積等) こまつな 延4,000㎡ (経営規模) 2,000㎡	(資本装備) 作業場 100㎡1棟 予冷库 2坪1台等 トラクター 27ps1台 トンネル支柱打込機 1台 シーダーマルチ 1台 葉物類袋詰機 1台 野菜(葉物)洗浄機 1台 ハンマーナイフモア 1台等 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・排水規模の良い基盤整備畑を利用し輪作体系を組み立てる ・作業機械は個人で利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・ほ場を団地化し、作業効率化を図る ・生産履歴を記帳しトレーサビリティシステムを導入する ・HACCP（ハサップ）方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者は安定的に周年就労を行う
都市観光 農業	(作付面積等) さつまいも 1,000㎡	(資本装備) <ul style="list-style-type: none"> ・販売所 30㎡1棟 ・トイレ 6㎡1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
都市観光 農業 (続き) 基幹的農 業従事者 2人	じゃがいも 1,000㎡ えだまめ 2,000㎡ スイートコーン 2,000㎡ 貸農園 3,000㎡ (経営規模) 普通畑 5,000㎡	・駐車場 120㎡1カ所 ・トラクター 20ps 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 等(その他) ・経営規模は遊休農地等を積 極的に借り受けて規模拡大を 図る ・都市地域で地域住民と共生 できる露地野菜畑を活用する ・駐車場、販売所、トイレ等 の施設を完備し、消費者にと って快適な販売を行う ・栽培履歴の記録により、安 全・安心な野菜を安定的に提 供 ・農園、販売所はユニバーサ ルデザインによるバリアフリ ー化に努める	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営 管理 ・販売は収穫体験、土 産販売とする ・八潮市商工会、八潮 市観光協会、市との連 携を強化し、多様な方 策により消費者と接点 を増やす	・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・安定的周年雇 用者の確保によ る過重労働の防 止 ・栽培、販売業 務で雇用を活用 し、特に接客対 応を重視

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

なお、八潮市における新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な営農の類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の営農の類型に準ずるものとする。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の優れた品質の農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農

者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合、農業経営・農業支援センター及び埼玉県春日部農林振興センター等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合及び埼玉県春日部農林振興センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供を行う。

また、市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

さらに、市が策定する「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促す。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、八潮市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、さいかつ農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業経営・就農支援センター等へ情報提供する。農業を担う者の確保のため、さいかつ農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農

業者の情報を積極的に把握するよう努め、農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、八潮市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

シェアの目標	備考
30%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については、耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市の北部八條地区においては、市街化調整区域が大部分で野菜、水稲との複合経営が行われているが、未整備圃場が多く生産性も低く水稲作は減少傾向にある。また、兼業化が進み後継者が減少している。

一方、南東部潮止地区は、以前から中川の河川敷の畑地が優良な農地であり露地野菜栽培が盛んに行われていたが近年、都市化の進展から堤内農地の減少により集約性の高い施設栽培が主体となった経営が行われている。また、農業者の高齢化が進んでおり後継者も不足している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

ア 農地の都市的等利用の推進

都市地域の農地は食糧生産機能にかぎらずその多面的機能は緑地やオープンスペース等として重要な都市機能の一部となっている。このため、八潮市農業再生協議会が中

心となって低生産性農地等を担い手に集中させ、施設園芸の規模拡大や都市的農地利用として市民農園や観光農園として利用し、積極的な保全を図っていく。

イ 農用地の耕作環境の向上

都市化の進展などにより農業用排水路の通水不良や水質悪化などの機能低下が進行しているため、八条用水路の支線水路や中川堤外地等を中心に農業用排水路を整備し生産性の向上に努め担い手への利用集積を円滑化する。

(3) 関係団体との連携

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため関係各課、八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合及び関係土地改良区等と連携を図る。

さらに、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、農地中間管理事業を軸としながら関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況の解消に努める。

(4) 八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例との連携

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例との連携により本市の農業を生かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地所有者及び市民等の協力を得て、農地の耕作、及び管理等を市民等の参加と協力により行う制度の普及と啓発を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、都市と共存する都市型農業の特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として次の事業を行う。

- ①法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ②農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

なお、①については、市における中川周辺地区を対象として、農用地の集積や集約が図られるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催場所や時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農業委員などと開催時期を協議し設定する。

②開催にかかる情報提供の方法

開催にあたっては、市のホームページ等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、市、農業委員、さいかつ農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地等の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を都市農業課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、市街化区域を除き、社会的、自然的条件を考慮し、地域の実情に合わせて設定する。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、さいかつ農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて賃借権等の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 市は、県下一円を区域として農地中間管理事業は農地中間管理機構、農地中間管理機構が行う特例事業は農地中間管理機構に指定された公益社団法人埼玉県農林公社が行い、さいかつ農業協同組合との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことによって同機構等が行う事業に実施の促進を図る。

(2) 市、八潮市農業委員会及びさいかつ農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 地域計画の区域において特例事業を実施する場合には、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の賃借権等の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について賃借権等の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に賃借権等の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画の認定を受けたものとみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に賃借権等の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、埼玉県春日部農林振興センター、市農業委員会、さいかつ農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には賃借権等の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備し、農業経営の改善を図る。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農希望者に対する情報提供

就農希望者に対し、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会及びさいかつ農業協同組合等と連携しながら、就農希望者の能力や取り組みたい経営形態に応じた情報提供を行う。

イ 技術習得のための支援

就農希望者に対し、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会及びさいかつ農業協同組合等と連携し、農業経営に必要な栽培技術習得や農地確保のサポートを行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、埼玉県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については、埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、埼玉県春日部農林振興センター及びさいかつ農業協同組合等、農地の確保については八潮市農業委員会等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、地域の農業の振興に関する施策にあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合、関係土地改良区及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 八潮市農業委員会等の協力

八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合及び関係土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、八潮市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、令和5年9月15日から施行する。

(経過措置)

- 1 変更前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和4年1月17日八潮市公告第26号)における利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日(その日までに地域計画が定められ、及び広告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日)までの間は、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。